

## 第7号議案

京都地方税機構副広域連合長の給与及び旅費に関する条例制定の件

京都地方税機構副広域連合長の給与及び旅費に関する条例を次のように定める。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構  
広域連合長 山田 啓二

京都地方税機構副広域連合長の給与及び旅費に関する条例

(給与の支給)

第1条 常勤の副広域連合長（以下「副広域連合長」という。）の給与及び旅費は、この条例の定めるところによりこれを支給する。

(給与の種類)

第2条 副広域連合長の給与は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

(給料等の額)

第3条 給料、地域手当及び通勤手当の額は、次のとおりとする。

- (1) 給料 月額670,000円の範囲内において広域連合長が定める額とする。
- (2) 地域手当及び通勤手当 地域手当及び通勤手当の額は、職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により算出して得た額とする。

(給料の支給方法)

第4条 新たに副広域連合長になった者には、その日から給料を支給する。

- 2 副広域連合長が任期満了、退職、解職又は失職により副広域連合長でなくなったときは、その日まで給料を支給する。
- 3 前2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 副広域連合長が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

(期末手当)

第5条 副広域連合長で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した者

(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職した日現在)において副広域連合長が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項に規定する在職期間の計算及び期末手当の支給制限、支給の一時差止めその他の支給方法に関しては、一般職の職員の例による。

(退職手当)

第6条 副広域連合長が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に退職手当を支給する。

- 2 前項の退職手当は、任期ごとにこれを支給する。
- 3 この条例に定めるもののほか、退職手当の支給に関しては、職員の退職手当に関する条例(昭和31年京都府条例第30号)の例による。この場合において同条例中「勤続期間」とあるのは、「在職期間」と読み替えるものとする。

(退職手当の特例)

第7条 京都府及び京都市を除く京都府内市町村(以下「構成団体」という。)の職員が退職し、退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けることなく引き続いて副広域連合長となったときは、その者の職員としての勤続期間は、副広域連合長としての在職期間に通算する。

- 2 前項の規定に該当する者が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び副広域連合長となったときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該退職に係る退職手当は支給しない。この場合において、先の副広域連合長としての在職期間は、後の副広域連合長としての在職期間に通算する。
- 3 前2項の規定に該当する者が退職し、引き続いて構成団体の職員となったときは、前条第1項の規定にかかわらず、退職手当は支給しない。

(給与の支給方法)

第8条 この条例に定めるもののほか、給与の支給方法に関しては、一般職の職員の例による。

(旅費)

第9条 副広域連合長が公務のため旅行したときは京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）の例により、同条例中7級以上の職務にある者とみなして旅費を支給する。

(補則)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。